

## 身体拘束廃止指針

### 1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束とは、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳を守りそして尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実施に努めます。

#### ① 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービスの提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としています。

#### ② 緊急やむを得ない場合とは

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護を実施することが原則となっています。しかし、以下の3つの要件全てを満たす状態にある場合は、利用者及び家族の同意のもと、必要最低限の身体拘束を行わざるを得ない場合があります。

##### A) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

##### B) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない

##### C) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

#### ③ 身体拘束とは

身体拘束とは、身体の自由や行動の自由を制限することを総称する言葉

(具体例)

- 動き回らないように車椅子やベッドに体や手足を縛ること
- 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲むこと
- 点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように手を固定したり、ミトン手袋をつけること
- 車椅子からのずれ落ちや、立ち上がりを防ぐためにY字ベルトや腰ベルトをつけること
- オムツ外しを防ぐために、つなぎ服を着せること
- 動き回ることを止めるために、薬を多量に使うこと
- 『・・・しちゃダメ』などの職員の言葉による利用者の行動自由を奪うこと

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本指針

### ① 身体拘束の原則禁止

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定により、当施設は原則として身体拘束を行いません。

### ② 身体拘束廃止に向けての委員会

- ◆ 運営会議内（身体拘束廃止、虐待防止や利用者へのケアの質向上を検討する委員会）を3カ月に1度開催
- ◆ 身体拘束廃止に向けてのケアの質向上や身体拘束の勉強を行います。

（委員会メンバー）

施設長、生活相談員（兼介護支援専門員）、看護職員、介護職員、管理栄養士  
※必要時 医師

### ③ 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束時の手順

- A) サービスの提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するために身体拘束をせざるを得ないか、切迫性・非代替性・一時的の全ての要件を満たしているか等を施設長、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護主任、ユニット担当職員で十分検討します。
- B) 上記内容に該当し身体拘束を選択する場合は、本人・家族に説明を行い書面による同意のもと身体拘束をやむを得ず実施します。
- C) 身体拘束を行った際は、専用の様式を用いて、その様式・心身の状況・やむを得なかった理由、経過等を記録します。また、早期解除に向けて拘束の必要性や方法をカンファレンスや委員会で検討します。また、その記録は2年間保存します。

### ④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合は、必ず利用者、家族へ報告します。

### ⑤ 身体拘束廃止のための職員教育、研修

- ◆ 定期的(年2回)な研修
- ◆ 新規採用時

制定：平成27年4月1日

改定：令和2年3月2日

：令和3年8月2日